

第2次浦安市行政運営刷新計画

浦安市総務課

令和5年4月

目次

1	計画の概要	1
(1)	計画の背景と経緯	1
(2)	計画の位置づけと役割	1
(3)	計画の期間	2
2	本市の置かれている環境の変化	3
(1)	人口推計	3
(2)	財政状況	4
(3)	行政改革の必要性の高まり	6
3	計画の目標と体系	7
(1)	計画の基本目標	7
(2)	計画の体系	7
4	取り組みの基本姿勢	8
(1)	行政評価結果に基づく改革の推進	8
(2)	将来を見据えた改革の推進	8
(3)	日々の業務改善の推進	8
5	基本方針と措置項目	11
(1)	職員育成・組織の最適化【人・組織】	11
(2)	公有財産の保全と有効活用【公有財産】	12
(3)	健全な財政運営の推進【予算】	12
(4)	情報通信技術（ICT）の活用【情報・技術】	13
(5)	民間活力及び地域力の活用【地域資源】	14
6	計画の推進に向けて	15
(1)	計画の進行管理	15
	参考資料	16
(1)	用語解説	16
(2)	第1次行政運営刷新計画取り組み実績	19

1 計画の概要

(1) 計画の背景と経緯

本市を取り巻く社会環境が著しく変化してきている中、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据えより質の高い行政サービスを提供していくには、健全な財政運営を維持しながら、不断の行政改革に取り組んでいく必要があります。

これまでも本市では、平成14年に行政改革の基本方針を示した浦安市行政改革大綱(以下「行政改革大綱」という。)を策定し、併せて具体的な取り組み事項を掲載した浦安市行政改革推進計画を策定しました。この推進計画は4期間続き、平成30年3月からは行政改革を体系的に捉えた浦安市行政運営刷新計画としてリニューアルし、また、平成31年3月に、経費と効果の視点を持った新たな行政改革大綱を策定してきたところです。

令和4年には、市民・市・市議会が共有するまちづくりの基本原則を定めた「浦安市まちづくり基本条例」を制定するとともに、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、新たに「浦安市行政基本条例」「浦安市健全な財政運営に関する条例」「浦安市行政評価条例(以下「行政評価条例」という。)」を制定しました。

行政評価条例では、効果的かつ効率的な行政運営を実現するため、本市の行政改革の根幹的な考え方となる「最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営を行う」「行政資源を最適に活用する」「技術革新の進展等の社会経済情勢の変化に的確に対応する」という3点の基本理念を掲げるとともに、行政評価の基本原則を定めました。

本計画は、上記の基本理念を踏まえ、行政改革大綱の具現化を図り、本市における行政改革を計画的に推進していくために策定します。

(2) 計画の位置づけと役割

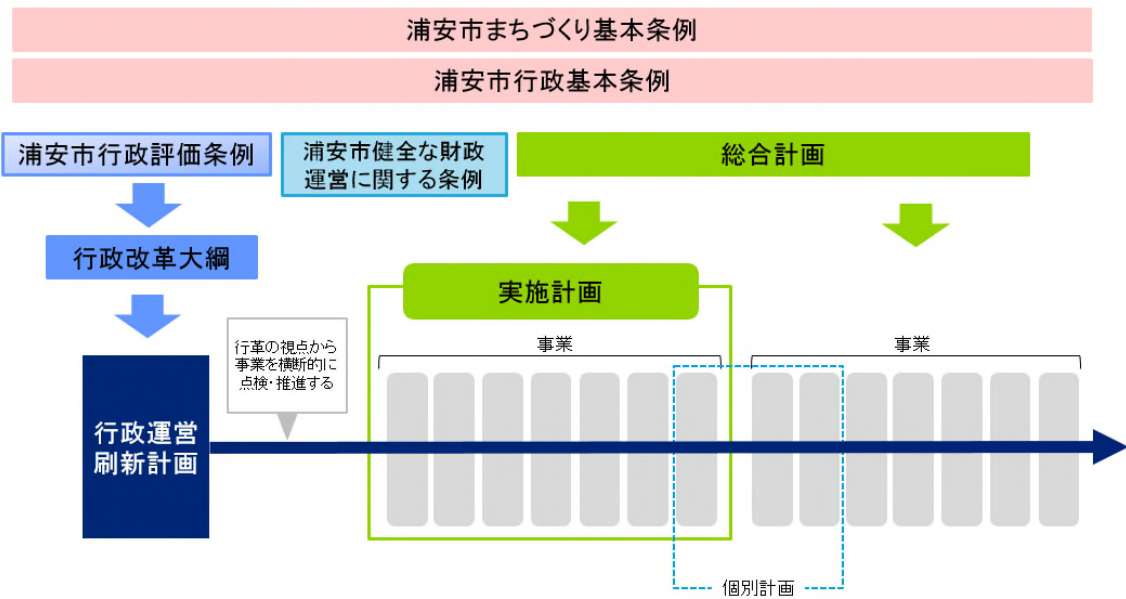
ア 位置づけ

本計画は、行政評価条例に掲げる行政改革の基本理念を踏まえるとともに、本市の最上位計画である浦安市総合計画を補完する行政改革大綱を実現するため、具体的な取り組みを定めるものです。

イ 役割

第1次浦安市行政運営刷新計画の考え方を引き継ぎながら、施策や事業、個別計画などを行政改革の視点から横断的に点検・推進する計画とします。また、行政評価条例及び浦安市健全な財政運営に関する条例に基づき新たに実施している事務事業評価と相互に連動することで、より効果的に行政改革の取り組みを推進します。

■計画の相関図



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、今後10年、20年先を見据えつつ、施策や事業、個別計画を計画的かつ着実に推進するため令和5年度から令和7年度までの3年間とし、計画期間に取り組むべき項目を明らかにします。

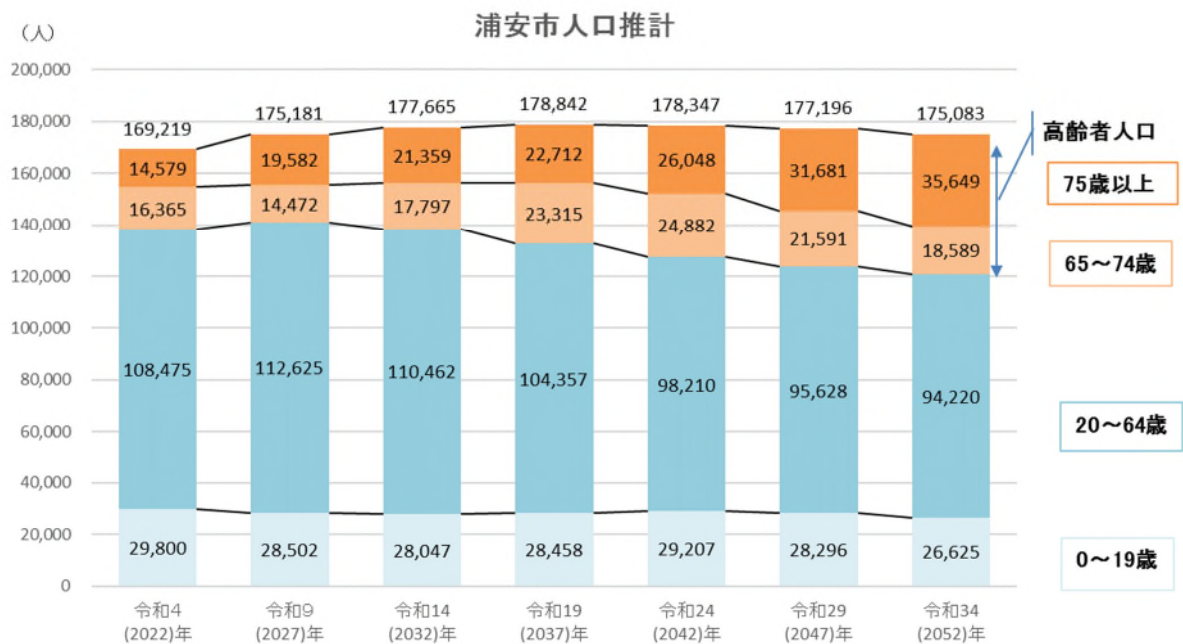
また、より効果的な取り組みとするため、事務事業評価と連動した計画期間とします。



2 本市の置かれている環境の変化

本市は、恵まれた立地条件と埋立事業による行政面積の拡大を背景に、めざましい発展を続けてきました。しかし、これまで人口増加を支えていた埋立地における宅地開発が終盤を迎えることや、高齢者数の増加による人口構成の変化、社会保障などの義務的経費の増大、昭和 50 年代を中心に集中的に整備された公共施設の老朽化が進むなど、本市を取り巻く社会環境は著しく変化しています。このような状況下において、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据え安定的・継続的に行政サービスを提供していく必要があります。

(1) 人口推計



データ出典：令和4年度浦安市人口推計

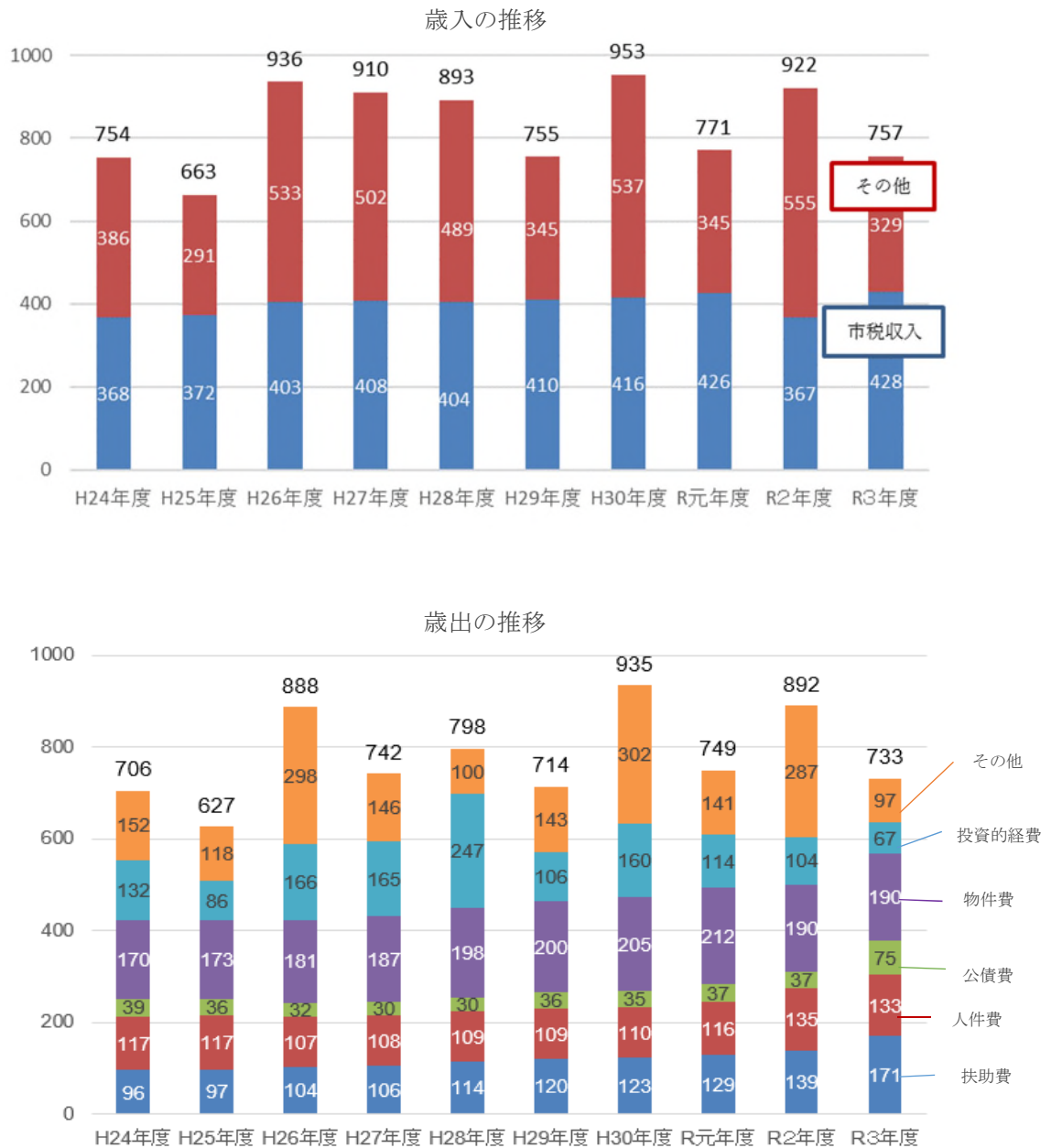
上記の人口推計に示されているように、総人口は、10年後の令和14年（2032年）には約17万7千人となり、増加する見込みですが、概ね令和19年（2037年）以降は減少傾向に転じます。

次に、人口構成に着目すると、概ね令和14年（2032年）以降に20～64歳人口が減少に転じる一方で、65歳以上の高齢者数は令和4年以降増加していきます。人口構成の変化は、収入や支出の面で市の財政に与える影響も少なくないことから、引き続き総人口だけではなく、人口や世帯構成の変化にも対応した行政運営が求められます。

本計画の対象期間である令和7年（2025年）までは、総人口、20～64歳人口がともに増加しますが、その先の環境の変化に備えていく必要があると考えられます。

(2) 財政状況

■歳入および歳出の推移（普通会計決算ベース）



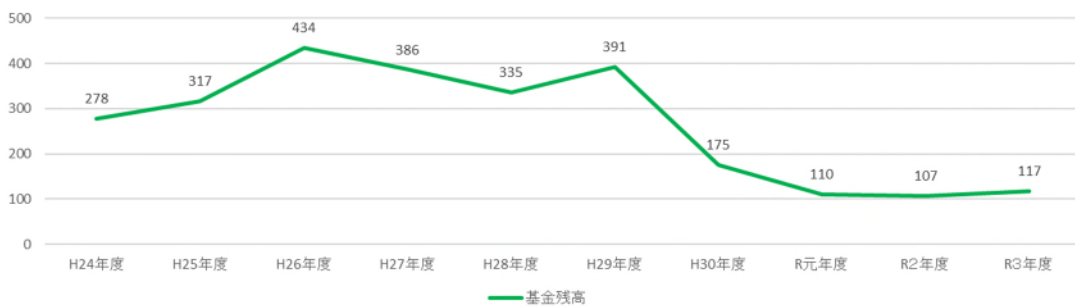
本市の財政状況を見ると歳入・歳出ともに平成30年度は東日本大震災復興交付金基金の返還金により大きく増加し、また令和2年度は、国の特別定額給付金給付事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策費により大きく増加しています。歳入総額は歳出総額を常に上回っている状況にあります。

歳入の内訳は、グラフが示すとおり過去 10 年間に於いて、市税収入が全体の半分近くを占めており、その水準は 400 億円程度で安定して推移しています。令和 2 年度に市税収入が減少している主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う営業自粛による法人市民税の減少及び緊急経済対策において創設された「徴収猶予の特例」による法人市民税や固定資産税の減少の影響によるものです。

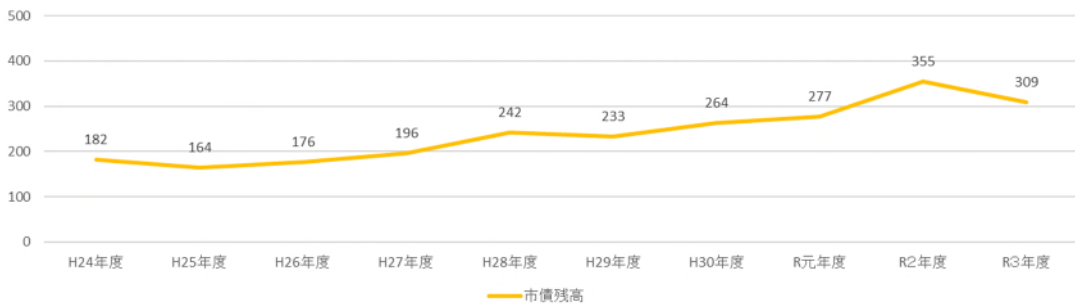
一方の歳出の内訳は、扶助費が年々増加しています。令和 3 年度に扶助費が大きく増加している主な要因は、子育て世帯や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業などの増加に伴うものです。

今後、少子高齢化が進展し義務的経費に分類される扶助費のさらなる増加が避けられないと予想されるため、物件費や投資的経費なども含め、本市がコントロールできる支出について、費用対効果を見極めていく必要があります。

■基金の状況



■市債の状況



上図は、過去 10 年間の本市の基金残高と市債残高の状況を表しています。基金残高は東日本大震災復興交付金基金などの増加に伴い、平成 29 年度までは 300 億円台で推移し、直近 3 年は 100 億円台で推移しており¹、一方の市債残高は年々増加しています。

現在の行政サービスの水準を高めながらも、将来世代に過度な負担を残さないように、推移に十分留意する必要があります。

¹ 平成 30 年度は市街地液状化対策事業の返還金のため東日本大震災復興交付金基金の取り崩しを行い、また令和元年度は震災復興特別交付税返還金のため財政調整基金の取り崩しなどを行ったことにより減少となっています。

(3) 行政改革の必要性の高まり



少子高齢化の進展や世帯構成の変化、コミュニティの活力低下などにより、以前は家族が行っていた介護や保育、またコミュニティが担っていた地域活動など、様々な分野において行政が果たす役割が大きくなってきています。

これまでも事務事業の見直しを行うなど、行政改革の取り組みを進めている中、細事業数は、10年前と比較すると増加傾向ですが、直近の5年においては、1,900事業前後で推移しています。令和3年度に1,738事業と減少していますが、これは、令和2年・3年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策や臨時事業に取り組む一方で、経常事業の中止や休止、投資的事業の見送りなどを実施したことが主な要因と考えられます。

市民ニーズの多様化により、事業の数（「量」）だけではなく、ニーズの高度化に伴い行政に求められるサービスの「質」も変化しています。このように量、質ともに変化する市民ニーズに的確に答えていくため、行政が引き続き取り組むべき業務を見極めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害などの想定外の状況では、その現状を的確に把握し、臨機応変な行政運営を行っていく必要があります。

3 計画の目標と体系

(1) 計画の基本目標

行政改革大綱が示す2つの改革の方向性を踏まえ、本計画では以下の基本目標を掲げ、取り組みを進めます。

ア 最少の経費で最大の効果を挙げる

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、単にコスト削減や事業の効率化を図るだけではなく、事業の効果をさらに高められる方法はないか検討し、効果の向上が期待できるものについては、必要な予算措置を行います。

イ 行政資源を最適に活用した行政運営を行う

効果的かつ効率的な行政運営を行うには、限りある行政資源を最適に活用することが重要です。

行政においては、活用できる資源を「人・組織 (=人)」、「公有財産 (=モノ)」、「予算 (=金)」、「情報 (技術)」、そして「地域資源」の5つと捉え、これらの資源を有効に活用していきます。

(2) 計画の体系

行政改革大綱が示す改革の基本方針に基づき、計画期間である3年間で取り組むべき具体的な改革項目として「措置項目」を設定します。

行政改革大綱 ※()の数字は「措置項目」の数

方向性	基本方針	
最少の経費で最大の効果を挙げる	職員育成・組織の最適化 【人・組織】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が能力を発揮できる環境づくり (4) ・職員の業務内容や組織・事業の適正化 (5) ・職員の育成 (2) ・労働環境の整備 (2)
	公有財産の保全と有効活用 【公有財産】	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の予防保全と計画的な改修 (1) ・公共施設の利用促進 (2) ・公有財産の有効活用 (3)
	健全な財政運営の推進 【予算】	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の確保 (3) ・支出の抑制 (1) ・持続的な財政運営 (3)
行政資源を最適に活用した行政運営を行う	情報通信技術(ICT)の活用 【情報・技術】	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等の活用 (4) ・システムの集約化と情報セキュリティの強化 (2) ・オープンデータの推進 (3)
	民間活力及び地域力の活用 【地域資源】	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP(官民連携)の推進 (2) ・公・共・私相互間の協力関係の構築・推進 (3) ・地域の担い手の育成支援 (1) ・官民の役割分担 (1)

4 取り組みの基本姿勢

少子高齢化の進展や公共施設の老朽化など中長期的に予見される社会環境の変化や、感染症流行や自然災害などによる急激な社会環境の変化があることを認識し、どのような状況下においても常に最善で最適な行政運営が行えるよう、不断の行政改革に取り組む必要があります。

不断の改革を進めるためには、全庁的に実施する行政評価の取り組みはもとより、将来を見据え今取り組むべき改革や日々の業務改善などを実践していくことが重要です。

(1) 行政評価結果に基づく改革の推進

行政評価条例では、行政改革の重要性を念頭に置き、行政改革の基本理念を踏まえて、行政評価を行うことを規定しています。

これまでの事務事業評価に加え、総合計画の進行管理、政策・施策評価に取り組み、総合計画の推進や予算編成等と連動性を持った新たな行政評価を推進します。

事務事業評価では、効果とコストの視点を持った評価を行い、また、その評価結果は、施策や事業、予算編成、組織編成等に活用し、継続的に行政改革を推進します。

(2) 将来を見据えた改革の推進

行政評価のように、実施してきた施策や事業の成果等を評価するだけでなく、将来を見据え今必要な改革を実践していく必要があります。

本市が置かれている状況を踏まえ、今取り組むべき改革・改善を見極め、能動的に新たな改革に取り組めます。

(3) 日々の業務改善の推進

職員による日々の業務改善を推進します。

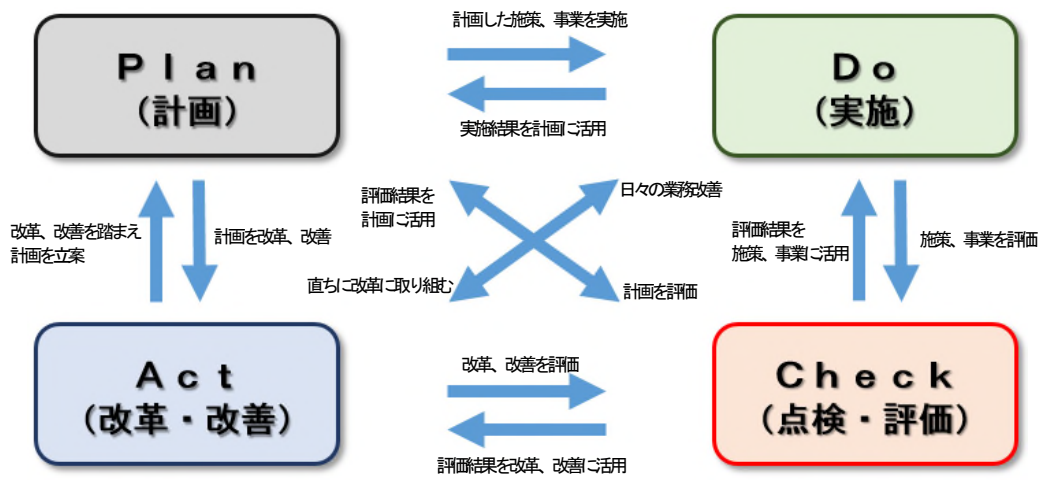
また、「何をするのか」に加え、「何のためにするのか」という視点を常に持ちながら、これまで以上に改革や改善に取り組めるよう職員の意識改革と政策立案能力の向上に取り組めます。

【参考】行政評価の基本原則（浦安市行政評価条例条文の考え方抜粋）

行政評価条例第4条第1項では、行政改革の重要性を念頭に置き、行政改革の基本理念を踏まえて、行政評価を行うことを規定しています。

また、行政評価は、行政運営や行政改革に対してどのように貢献するのが重要であり、行政運営や行政改革に役立つ情報を提供する手段として位置付けられます。

その一方で、評価しない改革も存在することや、改革自体を評価するといったことも想定されることから、本市では、一方通行の「P D C A サイクル」としてだけではなく、それぞれが相互に連動する相関関係として整理しています。



【参考】事務事業評価

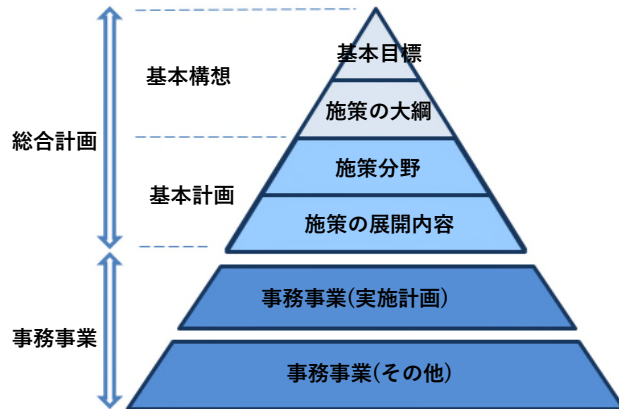
(浦安市総合計画)

浦安市総合計画は、本市における最上位の行政計画であり、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針となるものです。本市では、総合計画に掲げた施策を推進するため、各事業に取り組んでいます。

(事務事業評価の対象)

事務事業評価は行政評価の一つであり、右図に示す事務事業を対象に評価するものです。

■総合計画（施策）と事務事業の関係図



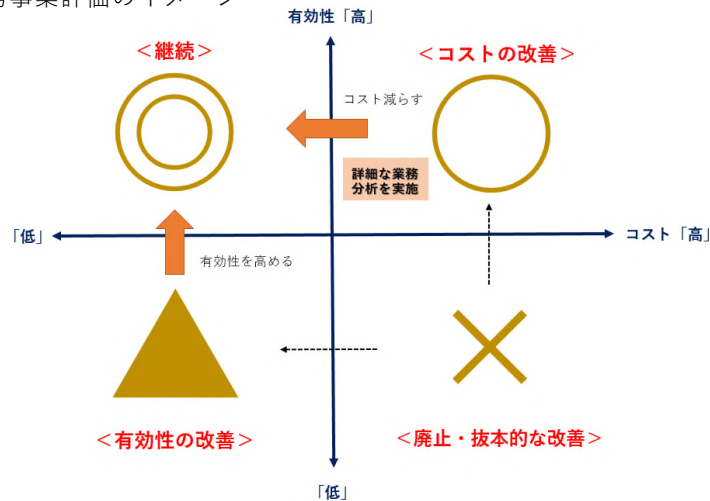
(事務事業評価の目的)

事務事業評価は、事業の目的や目標を明らかにし、当該事業がどのように行われ、どのような成果があったのか把握するとともに、「効果（有効性）」と「経費（コスト）」の2軸を用いて評価し、改善効果が見込める事業を選定するために実施します。

(事務事業評価の方法)

有効性とコストの2軸をもとに、今後の事業の方向性を「継続／コストの改善／有効性の改善／廃止・抜本的な改善」の4区分に分類します。

■事務事業評価のイメージ



(評価結果の分類)

- 継続**：成果1単位当たりのコストが前年度よりも削減され、上位施策への貢献度も高いことから、今後も工夫を重ねつつ継続する。
- コストの改善**：上位施策への貢献度は高いが、成果1単位当たりのコストが前年度よりも増加（悪化）しているため、コスト（事業費＋人件費）の削減や成果の量の増加（事業実績の向上）によるコストの改善に取り組む必要がある。
- 有効性の改善**：成果1単位当たりのコストは前年度よりも削減され改善しているが、上位施策への成果が不明確なので、施策の目的・目標の達成に直接成果をあげる事業内容に見直すことで貢献度の改善に取り組む必要がある。
- 廃止・抜本的な改善**：成果1単位当たりのコストが前年度よりも増加（悪化）し、上位施策への成果が不明確なので、本事業は廃止を検討又は抜本的な改善を検討する必要がある。

5 基本方針と措置項目

前述したとおり、措置項目は、行政改革大綱に示す基本方針を推進するため、計画期間である3年間で取り組むべき具体的な改革項目となります。

(1) 職員育成・組織の最適化【人・組織】

ア 職員が能力を発揮できる環境づくり

- ① 役職の各段階における期待役割を明確にし、能力及び業務実績を評価することで、成果に見合った処遇と効果的な人材育成につながる人事評価制度を構築します。
- ② 事業の取り組み状況、組織上の問題点等を把握し、事務処理の効率化や市民サービスの向上が図られる組織づくりに取り組みます。
- ③ 今後ますます高度化し、増大が見込まれる市民ニーズに対応するため、年齢構成や部署ごとの業務量などを勘案し、本市の特性に合った適正な人員配置を行います。
- ④ 限られた職員数の中、必要な人材を確保するとともに、定年の段階的な引き上げなどを勘案しつつ、より効果的かつ効率的な職員体制を目指し、「浦安市定員管理計画」を推進します。

イ 職員の業務内容や組織・事業の適正化

- ① 事務事業評価や業務プロセス分析の結果を活用し、各所属の業務量や業務内容を踏まえながら組織編成を行っていきます。
- ② 高齢者や子どもなど多様な市民ニーズに的確に対応するため、包括的な相談体制の構築や組織横断的な連携を図ります。
- ③ 全ての事業に対して、市民目線で事業の必要性や妥当性を検証するとともに、事業の効果をさらに高められる手法を検討し、事務事業の最適化を図ります。
- ④ 事務事業評価や業務プロセス分析の結果を活用し、業務の担い手の最適化等を図ります。
- ⑤ 感染症流行や自然災害などが発生した際には、「浦安市業務継続計画」に定める非常時優先業務の着実な執行に加え、それ以外の業務については、本市の置かれた状況に的確に対応するため、事務事業の最適化を図ります。

ウ 職員の育成

- ① 職員研修等については、その効果測定を行い、より高い効果が得られるように結果を参考に取り組みを改善していきます。
- ② 事務事業評価を通じ、業務を見直すことで、さらなる職員の意識改革や政策形成能力の向上を図ります。

エ 労働環境の整備

- ① 仕事と生活の調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様で柔軟な働き方が選択できる環境づくりを推進します。
- ② 職員の心身の健康を保持増進するとともに、安全が確保され、働きやすい職場環境の醸成に取り組みます。

(2) 公有財産の保全と有効活用【公有財産】

ア 公共施設の予防保全と計画的な改修

- ① 公共施設については、コストの削減や平準化、計画的な保全による長寿命化、市民サービスの向上に資する施設の効果的な活用に取り組むとともに、道路や下水道など既存ストックの有効活用を図ります。

イ 公共施設の利用促進

- ① 公共施設の利用目的と利用者のニーズを的確に把握し、事業内容を改善するなど、より高い水準のサービスの提供を推進します。
- ② 民間事業者等が運営する施設については、民間事業者等のノウハウを生かして、より高いサービス水準を確保していきます。

ウ 公有財産の有効活用

- ① 民間のノウハウを活用した公有財産の有効活用や公有財産の集約化、あるいは譲渡、民営化について検討を進めます。
- ② 行政需要の変化に伴い、施設等の必要な機能も変化していることから、既存施設の用途変更をはじめ、機能の再編や再配置など、公共施設の適正配置に取り組めます。
- ③ 将来を見据えた的確な保育・教育施設の整備に向け、公立幼稚園・認定こども園の統合や適正配置等について検討します。

(3) 健全な財政運営の推進【予算】

ア 収入の確保

- ① 財政の基盤となる市税等の債権について、徴収率の向上に努めるとともに、国・県支出金の確保に取り組めます。
- ② 市が保有する施設へのネーミングライツの導入や、ふるさと納税制度の活用、市が所有している未利用地の有効活用などにより、さらなる収入の確保に努めます。
- ③ 公共施設駐車場の有料化について、その効果測定を行い、他施設における有料化の検討を進めます。

イ 支出の抑制

- ① 全ての事務事業について、緊急性、重要性及び効率性を検討し、常に見直しを行い、費用の適正化に努めます。

ウ 持続的な財政運営

- ① 補助金について、客観性や透明性の確保に努め、施策の推進が図れるようその活用を図るとともに、公益性、公平性、有効性等の観点から、包括的な見直しを行います。
- ② 扶助費のサービス内容や支給の効果等について検証していきます。
- ③ 使用料及び手数料について、受益と負担との関係を考慮し、また、公平性を確保するため、見直しを行います。

(4) 情報通信技術（ICT）の活用【情報・技術】

ア ICT等の活用

- ① デジタル技術を活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、「浦安市デジタル化推進計画」を推進します。
- ② 電子申請やキャッシュレスサービスの推進など、オンラインによる行政手続きのさらなる拡充を図ります。
- ③ マイナンバーカードの利便性について情報を発信し、普及促進を図るとともに、マイナンバーカード機能の活用について検討していきます。
- ④ 事務事業評価や業務プロセス分析の結果を活用し、デジタル機器を活用した作業工程の省力化やペーパーレス化など、業務の効率化・省力化を推進します。

イ システムの集約化と情報セキュリティの強化

- ① 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を推進します。
- ② 行政手続きのオンライン化を推進するためには、情報システムの安定稼働が不可欠であることから、情報システム基盤と情報セキュリティ対策の強化に取り組みます。

ウ オープンデータの推進

- ① 市民等が地域課題の解決に主体的に取り組めるよう、「浦安市オープンデータ推進に関する基本方針」に基づき、市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。
- ② 情報の公開にあたっては、公開する情報量を増やすとともに、市民からの情報開示請求についても適切かつ迅速に対応します。

- ③ 市ホームページ、SNSや広報紙など様々な手段を活用することで、情報の発信を進めます。

(5) 民間活力及び地域力の活用【地域資源】

ア PPP（官民連携）の推進

- ① 「浦安市官民連携に関する基本方針」に基づき、全ての事務事業において、官民連携の視点を持ち、民間活力の導入や官民連携事業の実施を積極的に検討していきます。
- ② コスト削減だけではなく、業務の効率化やサービス水準の向上を目的として、業務のアウトソーシングなど官民連携の手法を効果的に活用していきます。

イ 公・共・私相互間の協力関係の構築・推進

- ① 行政だけで地域課題に取り組むのではなく、市民、自治会や老人クラブ、市民活動団体などの多様な主体が共に考え、相互に協力・補完し合えるよう地域の現状・課題の共有や地域コミュニティの醸成に取り組みます。
- ② 計画策定や公共施設整備など市民の生活にかかわることについて検討する際には、ワークショップ、説明会の実施や審議会への市民枠の設置など市民参加の機会を確保します。
- ③ 市の取り組みと市民のニーズが合致しているかを確認するため、市民意識調査の実施、Uモニ（インターネット市政モニター）の活用、ヒアリングの実施など、市民意識の調査・収集を行います。

ウ 地域の担い手の育成支援

- ① より多くの市民が自主的・自発的に地域活動に参加できるよう、地域コミュニティの活動の周知を促進するとともに、活動への参加を促します。

エ 官民の役割分担

- ① 事務事業評価や業務プロセス分析の結果を活用し、行政が実施しなければならない施策・事業を見極め、官民の役割分担について見直しを行います。

6 計画の推進に向けて

本計画に掲げる行政改革の取り組みを計画的に推進するためには、各所属や職員一人ひとりが計画の目標を把握し、計画に掲げた改革・改善に取り組むことが重要です。そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査・把握し、着実な推進を目指します。

(1) 計画の進行管理

ア 行政評価結果に基づく改革の推進

- ① 総合計画の進行管理、政策・施策評価に取り組み、総合計画に掲げた施策を推進するとともに、必要な施策の見極めを行います。
- ② 令和4年度に実施した事務事業評価の結果から改善効果が見込める事業について、具体的な改善方策や実施スケジュールを決定し、特に改善効果の高い事業や組織横断的に改善が必要な事業などについては、重点的かつ全庁的に取り組みます。

イ 将来を見据えた改革の推進

- ① 本計画の措置項目に基づく改革・改善の取り組みについて、成果目標を設定し、その進捗管理を行います。

ウ 日々の業務改善の推進

- ① 職員による自発的な業務改善の提案を促し、日々の業務改善の状況を把握しながら進捗管理を行います。
- ② さらなる意識改革と政策立案能力の向上に寄与する研修を行います。

参考資料

(1) 用語解説

● 義務的経費

市の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費で、硬直性の強い経費。人件費、扶助費及び公債費をいう。

● 経常的経費

市の歳出のうち、毎年継続的に支出される経費であり、義務的経費のほか、物件費、維持補修費、補助費等及び繰出金をいう。

● 投資的経費

市の歳出のうち、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来に残る経費で、普通建設事業費（道路、橋りょう、学校などの公共施設の建設事業に要する経費）、災害復旧事業費などをいう。

● 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対して行っている法令に基づく手当などの様々な支援に要する経費。義務的経費に含まれる。

● 物件費

委託料、賃金（臨時的に雇用される者に対して支払われる経費）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）などの様々な経費の総称をいう。経常的経費に含まれる。

● 基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産

● 市債

市が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務

● 細事業

本市における事業の最小の単位

● ファシリティマネジメント

施設の長期的な保全や利活用などを目的とした総合的な施設の管理手法。本市では、総合的な視点から公共施設の維持管理に取り組み、安定した市民サービスを提供することを目的に、平成27年度にファシリティマネジメントの考え方を導入した。

- **指定管理者制度**

平成15年6月の地方自治法の改正により設けられた制度で、体育館や福祉施設などの公の施設の管理を民間の事業者等が請け負う制度。

- **ネーミングライツ**

市と民間事業者等との契約により市の施設名称に愛称を付与させる代わりに、当該民間事業者等から対価を得て、持続可能な施設の運営に資するもの。

- **ICT (Information and Communication Technology)**

情報処理および情報通信などコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT（情報技術）のほぼ同義語。ITに替わる語として、主に行政機関や公共事業などで用いられる。

- **マイナンバー（社会保障・税番号制度）**

住民票を持つ全ての者に対して1人1つの番号(マイナンバー)を交付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に個人情報を管理するための社会インフラ。

個人番号カード(マイナンバーカード)には、12桁の数字が番号として付され、券面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真が表示されている。身分証明書として利用可能なほか、様々なサービスへの利用が計画されている。

- **オープンデータ**

公共データであり、活用のため機械での判読に適したデータで、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。人手を多くかけずにデータの二次利用が可能となるもの。

- **SNS**

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスをいう。

- **Uモニ（浦安市インターネット市政モニター制度）**

市民の皆さんに、パソコンや携帯電話から「モニター登録」をしていただき、インターネットやEメールを利用して、市からのアンケート調査にお答えいただく制度。

- **アウトソーシング**

外部委託や外注のことで、企業や行政機関が内部で行っていた業務の一部又は全部を外部企業へと委託すること。

- **PPP (Public Private Partnership)**

行政と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。指定管理者制度、PFI、業務のアウトソーシング等がPPPに含まれる。

- **PFI (Private Finance Initiative)**

事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供を図るため、公共施設などの建設や維持管理、運営などについて民間の資金やノウハウを活用して行う手法。

(2) 第1次行政運営刷新計画取り組み実績

● 平成30年度 事務事業点検の実施

1 趣旨

人口構成や財政状況の変化、市民ニーズの多様化など社会経済情勢が変化していく中、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していけるよう、不断の行政改革に取り組んでいく必要があります。

市では、平成29年度に行政改革の具体的な取り組み事項を示した浦安市行政運営刷新計画（以下「刷新計画」という。）を策定し、今回、行政改革の視点から全事業を範囲とした事業点検を行いました。

2 範囲と対象

(1) 点検範囲

一般会計と特別会計を含めた全予算事業1,918事業（平成30年度当初予算）に加え、施策・事業の総点検結果（平成30年5月）346件と平成30年度当初では予算を伴わない補助金事業9件を点検の範囲としました。

(2) 点検対象

点検は刷新計画に位置付けた5つの重点事項のうち「職員育成・組織の最適化」、「健全な財政運営の推進」の2つの重点事項に関連する453事業を抽出し行いました。

3 実施方法

点検にあたっては、妥当性、効率性、有効性などの視点により行い、各部の次長で構成される庁内の「浦安市行政改革推進検討委員会」と有識者、企業代表、市民委員で構成される外部機関の「浦安市行政改革推進委員会」に諮りながら進めました。

また、補助金事業については、公益性、公正性や透明性の確保といった視点・観点から、有識者、団体代表、市民委員で構成される「浦安市補助金評価委員会」を設置し、評価対象となる事業に対し評価を行い、同委員会からの「補助金評価報告書」を受け、内部で検討を行いました。

4 点検結果

点検結果については、「休止・廃止を検討する」「見直しのうえ継続する」「現状のまま継続する」の3つの区分に整理しています。

区分内容として、将来の市の行政需要や制度設計の見直し、国の制度改正に伴い、次年度以降に事業の休止・廃止を検討及び廃止する事業については、「休止・廃止を検討する」としました。

事業内容や規模、対象者等を見直し、事業の拡充及び縮小、また、事務改善等を見直しを行うものについては、「見直しのうえ継続する」としました。

事業目的や対象者等を考慮し、今後も事業の必要性が認められ、継続して実施する必要がある事業については、「現状のまま継続する」とし、下表のとおり結果を取りまとめました。

点検結果については、当初予算編成にあたっての参考資料とし、今後の業務改善にも活用していきます。

なお、今回実施した点検結果による効果額*1は、△55,508千円となっています。

区分	事業数 (うち補助金事業)	点検結果構成比 (うち補助金事業)
休止・廃止を検討する*2	21 事業 (17 事業)	4.6% (3.8%)
見直しのうえ継続する	105 事業 (64 事業)	23.2% (14.1%)
現状のまま継続する	327 事業 (76 事業)	72.2% (16.8%)
合計	453 事業 (157 事業)	100.0% (34.7%)

*1：効果額については、点検結果の「休止・廃止を検討する」事業のうち、平成30年度に廃止を決定した事業の平成30年度と平成31年度の当初予算額の差を積み上げたものとしています。

*2：平成29年度に既に休止・廃止した事業であっても、「施策・事業の総点検結果」に掲載されている事業については、件数に含んでいます。

● 令和元年度 事務事業点検の実施

1 点検にあたり

(1) 点検範囲

点検の範囲は、全予算事業 1,913 件（令和元年度当初予算）と「施策・事業の総点検結果報告書」に記載された事業 346 件、「まちづくり 3 か年計画」に記載された事業 174 件としました。

(2) 点検対象と抽出件数

点検対象事業は、行政運営刷新計画で示した 5 つの重点事項のうち「公共施設の有効活用（モノ）」「情報化の推進（情報）」「民間活力の活用（地域資源）」の 3 項目に関連する事業 325 件を抽出しました。

うち、昨年度点検を実施済みの 44 件を除いた 281 件を新規事業として点検を実施しました。

(3) 点検方法

一次点検として、法定受託事務や一般事務経費など点検による改善が見込めない事業の確認を行いました。

二次点検として、より詳細に点検を行う必要がある事業について事業点検調書（令和元年 6 月 2 日基準）を作成し、必要に応じてヒアリングを行うなどして、当該事業（施設）の妥当性、効率性、有効性の観点から確認を行いました。

2 点検結果

点検結果については、「休止・廃止を検討する」「見直しのうえ継続する」「現状のまま継続する」の 3 つの区分に整理しています。

なお、個別事業（施設）の点検後の方向性については、「令和元年度事業点検結果一覧」に示しています。

結果区分	定義	件数	構成比
休止・廃止を検討する	・事業の必要性や効果を考慮し、休止・廃止を検討する事業	1 件	0.4%
見直しのうえ継続する	・事業をより効果的、効率的に実施するため、事業内容や事業のあり方の見直しを検討する事業	43 件	15.3%
現状のまま継続する	・事業の必要性が認められるため、継続して実施する事業	237 件	84.3%
計		281 件	100%

● 令和2年度 浦安市行政運営刷新計画の時点修正

1 一部修正にあたって

本計画は、平成29年度に策定したもので、行政改革大綱の見直し等に応じ、適宜修正を行うこととしています。

今回の修正にあたっては、行政改革大綱の策定（平成30年度）に伴う既定の修正を基本とし、新型コロナウイルスを踏まえた改正は、次期計画策定（令和4年度予定）の際に、将来の見通しが立つ状況を踏まえながら行うこととしました。

新型コロナウイルスの収束は未だ見えない状況であり、先行きが不確定、不安定な状況下においては、計画全体を見直すことよりも、現状を適切に把握し、今、何を必要としているかを見極めていくことが重要だと考えます。

2 修正の視点

厳しい財政状況が当面続くことを想定し、中期的な視点を持ちつつ、行政改革大綱の実現に向け、行政改革大綱の方針を踏まえた修正を基本としました。

特に以下の2点については、行政改革大綱において、より明確な方向性が示されていることから計画に反映させるものです。

3 主な修正内容

(1) 業務範囲の適正化

行政改革大綱に基づき、行政が行うべきものと、民間でも実施できるものを見極め、官民の役割分担について見直しを行うとともに、業務範囲の適正化を図ります。

(2) 公有財産の有効活用

公共施設について、計画的な改修や利用促進を図るとともに、需要の変化に合わせた用途変更をはじめ、民間活力を活用し、公有財産の譲渡、民営化を視野に見直しを行います。

※その他の修正内容

収入の確保として、ネーミングライツの導入やふるさと納税制度の活用といった新たな財源の確保策を具体的に記載しました。

デジタル化をより実効性を持った取り組みとするため、オンライン利用率の向上と導入検証について記載しました。

● 令和3年度 事務事業の見直しの実施

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政状況は極めて厳しい状況に直面していますが、そのような状況においても、重要施策を推進していく必要があります。

令和3年度は、行政改革の視点から事務事業の見直しを行い、より効率的・効果的な事業の方向性を示すものです。

2 取組項目

市単独事業を中心に、当該事業の妥当性、効率性、有効性の観点から確認を行いました。

- ・ 扶助費の見直し（サービス内容や支給の効果等について検証）
- ・ イベント事業の見直し（目的や必要性、実施に係る人件費を検証）

3 事業の方向性

今後の事業の方向性については、扶助費とイベント事業で分けて整理しています。

<扶助費>

区分	件数
廃止	1件
見直して継続	16件
現状のまま継続	77件
合計	94件* ¹

<イベント>

区分	件数
廃止	3件
休止	4件
統合	1件
見直して継続	24件
現状のまま継続	1件
合計	33件

※今回の見直し内容については、令和4年度当初予算の反映状況を確認しています。

*1：平成30年度点検結果を踏まえ、既に「廃止済み」など対応済みの事業（6件）は含んでいません。

● 令和3年度 重点事項別改革項目の設定

1 目的

行政運営刷新計画の推進にあたり、計画的かつ着実な改革に取り組むため、令和2年度の修正内容を踏まえ、行政改革の視点から具体的な改革項目を設定しました。

2 取組内容

改革項目について、令和4年度末の成果目標を設定し、各所属の進捗状況等の調査を行い、改革の取り組みが着実に進むよう進行管理を行いました。

3 重点事項別改革項目

(1) 職員の育成・組織の最適化

No	改革項目の名称
1-1	職員の定員管理の適正化
1-2	職員業務環境におけるデジタル技術の導入による業務改善の検証
1-3	業務効率化・手続き簡略化のための押印の原則廃止
1-4	他自治体との人事交流

(2) 公共施設の有効活用

No	改革項目の名称
2-1	将来を見据えた公共施設のあり方の検討
2-2	事業・施設のあり方の検討
2-3	こどもの広場管理経費の見直し
2-4	児童センターと青少年館のあり方の検討

(3) 健全な財政運営の推進

No	改革項目の名称
3-1	事務事業の見直しによる経常経費の削減
3-2	新たな財源の検討
3-3	クラウドファンディングを活用した資金調達
3-4	音楽ホールの利用料金制の導入

(4) 情報化の推進

No	改革項目の名称
4-1	クラウドを活用した電子契約の導入
4-2	(仮称) デジタル化推進計画の策定
4-3	行政手続きのオンライン化の拡充
4-4	マイナンバーカードの利活用

(5) 民間活力の活用

No	改革項目の名称
5-1	公共施設等の整備・運営に関する多様なPPP/PFIの推進
5-2	指定管理者施設の見直し
5-3	市内デイサービスセンターのあり方の検討

● 令和4年度 事務事業評価の実施

1 事務事業評価の背景と目的

- ・ 本市を取り巻く社会環境が著しく変化してきている中、次世代に大きな負担を残すことなく、質の高い行政サービスを提供していくには、不断の行政改革に取り組んでいく必要があります。
- ・ 令和4年に制定した「浦安市行政評価条例」に基づき、効果的かつ効率的な行政運営を実現するため、妥当性、効率性、有効性等の観点から行政評価を行い、評価結果を有効に活用することで継続的に行政改革を推進します。
- ・ 行政評価には、「政策・施策評価」「事務事業評価」などがありますが、ここでは、浦安市総合計画に掲げる施策を推進するために取り組んでいる事務事業を対象に実施します。

2 改善効果が見込める事務事業の選定

- ・ 改善効果が見込める事務事業を選定するため、全ての事務事業（予算事業と人件費事業）*1を対象とします。
*1 「予算事業」：事業費と人件費で実施している事業、「人件費事業」：人件費のみで実施している事業
- ・ 全ての事務事業の評価を網羅的・効率的に進めるため、図1のフローに沿って実施しています。

■図1 実施フロー

